

隣保館だより

4 月 号 No.322

つなごう手と手

築こう心の架け橋を

三木市立総合隣保館 TEL82-8388 FAX 82-8658

〒673-0501 三木市志染町吉田823[09. 4. 1発行]

ホームページアドレス <http://www.city.miki.lg.jp/>市の施設総合隣保館のページへ

三木市立総合隣保館

20年度の主な事業のご案内

本年度の主要事業について、運営委員会で下記のとおり実施することに決まりましたので、多数の皆さんにご参加いただきますようお願いいたします。

具体的な内容につきましては、後日あらためてお知らせいたします。

事業名	日程
先進地視察研修	6月22日(日)
同和教育セミナー	6月27日(金)、7月4日(金)・11日(金)
人権フォーラム	10月21日(火)・24日(金)・28日(火)
総合隣保館文化祭	12月6日(土)・7日(日)

教養文化講座生の募集

隣保館では、本年度下記の講座生を募集しています。

関心のある方は、ぜひ参加してみてください。

受講料は、実費負担となります。

市民じんけんの集いで作品展示



総合隣保館文化祭での作品展示



教室名	日時	講師
習字教室	第1・3木曜日 19:30~21:30	井上進さん
茶道教室	第1・3土曜日 9:30~12:00	杉本さわゑさん
着付教室	第2・4火曜日 19:30~21:30	小西修子さん
手芸教室	第2・4木曜日 13:30~15:30	嶋田千津子さん
歌謡教室	第1・3月曜日 13:30~15:30	黒田和彦さん

人権の小窓

(71)

2008年4月



「先生、元気か」

元三木市人権啓発専門員 田 中 蔚

四月、一年生になったばかりのYが突然「ぼく、学校でお父さんと呼ぶとき、“お父さん”言うたらええの？」と聞く。返事に^{きゅう}窮した。「ウーム、友だちや周りに誰もいないときやったら“お父さん”でいいよ」と答えた。それが正解かどうかは、今もってわからない。

子どもというものは正直である。四月末の全校朝会するとき、担任の六年生の列を歩いていたときのことである。新入生の一年生が隣に並んでいた。突然、「M先生！元気か」の声に驚いて振り向くと Y だった。一瞬ギクッとした。私はいつも学校からの帰りが遅い。何かと取りまぎれて、日曜日でもわが子と顔を合わさないことが多い。学校でしか顔を合わさないものだから、本当に「お父さん元気かな」と案じているのである。受け持ちの子どもも大事だが、たまに早く帰って子どもたちとの団らんの時間を持たなければいかんと思うとともに、ほんとは「お父さん、元気か」と言いたかったに違いないとしみじみ考えさせられた。そして、わが親を思う心情はひとりわが子 Y だけでなく、どの子どもどの子ども一緒に違いない。「今朝、腰が痛いと言いながら、父さん仕事に出かけたが大丈夫かな」「母さん頭が痛いと言ってたが、寝込んでるかな」そんなさまざまな気がかりの中で授業を受けているんじゃないかと。

私自身が部落の生まれであることを知ったのは高一のときだった。昭和46年、神戸新聞に被差別部落特集が十回にわたって掲載されたことがある。母が毎日それを切り抜きにして私の机の上に置いた。最終日の十日目、母が「これ読んでいる？ここに書かれているのは、この村のことなんよ」と言う。読むことは読んでも、「ふーん、かわいそうに」とか「こんなひどい差別があるのか」と、まるで他人事であったのが我がことだったのかと「えーっ、うー」という気持ちだった。

高校三年のとき、母が子宮がんで神戸中央病院に入院した。大きな手術で、もうだめかも知れないということで家族そろって看病に通うようになった矢先、地元の中学校で

差別事件が起きた。病床の母が^{とつとつ}訥々と自分の幼い頃の生きざまを語ってくれた。母が小学校五年生までしか行っていないことも初めて知った。十四歳で祖母を失い、家事の一切が母にのしかかり、学校にも行けず、毎晩暗くなるまでわら仕事、土方仕事までして僅かな収入を稼いだこと、学校に行けなくなっても、ラジオ放送の「私の本棚」で毛利菊江の朗読や「私たちのことば」の番組で自分を少しでも高めたいと努力したこと、四人の兄たちはみな勉強がよくできて、先生から進学を勧められたが行かなかったこと等をとぎれとぎれだが懸命に話してくれた。

そんなある日、何を思っかほとんどひらがなばかりの一通の手紙をくれた。

ぶらくさべつ、それはもって生まれた私たちのさだめだとあきらめていた。子どもが学校をおえて一足そとへ出たら、親のうけたさべつをまたうけつぐのではないかと思うと、よるもおちおちねむれなかった。しかし、かいほうがっきゅうで、同和のべんきょうをしていくうちに、少しずつそのまちがいがわかってきた。くるしい生活の中で、おまえたちを学校にやるのは「学問の力でさべつをなくしてほしい。できれば学校の先生になってほしい」と思ったからです。

この手紙を見たとき、私は教師になることを決心した。

一旦は回復に見えた母は、7年後の昭和57年末に旅立ってしまった。後にも先にもない生涯でたった一通の手紙は私の宝物として今も大事にしている。教師になった私は、「お母さん、ぼくは本当の教師、本物の先生になるからな」と墓前に誓う。

別所小学校を退職してからもう20年になるのだが、当時の先生方が毎年、創立百周年に建てた記念碑の下で「ありがとうの碑を囲む会」を営み旧懷を温める。その席で聞いた若いM・H先生の述懐が身にしみ、お許しを得て綴ったのが本文である。

【田中蔚さんプロフィール】

市内小学校長を歴任、平成13年度まで同和問題啓発専門員（現：人権啓発専門員）として活躍。主な著書として、「今、光っていたい」「心を育てる同和教育」などがある。

隣 保 館 カ レ シ ン ダ ー 【4月】

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	火	経営相談	21	月	歌謡
2	水		22	火	人権相談、経営相談
3	木	習字	23	水	
4	金	経営相談	24	木	手芸
5	土	茶道	25	金	経営相談
6	日	休館日	26	土	
7	月	歌謡	27	日	休館日
8	火	経営相談、人権相談、着付	28	月	
9	水		29	火	休館日
10	木	手芸	30	水	
11	金	経営相談			
12	土		◎着付・習字は午後7時30分から。 ◎手芸・歌謡は午後1時30分から。 ◎茶道は午前9時30分から。 ◎経営相談は午前10時から午後4時まで。 ◎人権相談は午前8時30分から正午まで。		
13	日	休館日			
14	月				
15	火	経営相談			
16	水				
17	木	習字			
18	金	経営相談、着付			
19	土	茶道			
20	日	休館日			

人 権 相 談

…毎月第2・第4火曜日 午前8時30分～正午
担当 ……人権啓発専門員 善村龍範

経 営 相 談

…毎週火・金曜日 午前10時～午後4時
担当 ……三木商工会議所経営指導員 齊藤幹雄



※ 人権相談については、今年度から定期的を開催することになりましたので、相談がございましたらご利用ください。

隣保館だより

5 月 号 No.323

三木市立総合隣保館 TEL 82-8388 FAX 82-8658

〒673-0501 三木市志染町吉田823[09. 5. 1発行]

ホームページアドレス <http://www.city.miki.lg.jp/>施設ガイドから総合隣保館のページへ

つなごう手と手

築こう心の架け橋を

三木市立総合隣保館

啓発資料「しあわせに生きる」

啓発資料「しあわせに生きる」を作成しました。この冊子には、文化祭での記念講演及び人権フォーラムでの発表内容の一部を収録しています。

自己啓発や学習会の教材等にご活用いただければ幸いです。

ご希望の方は、総合隣保館までお申し出ください。無料（数に限りあり）で配布します。

（電話82-8388）

人権・同和問題啓発資料 No.26

しあわせに生きる

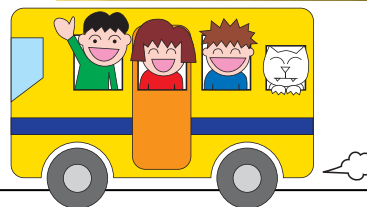


三木市立総合隣保館

視察研修会のお知らせ



昨年度の視察研修

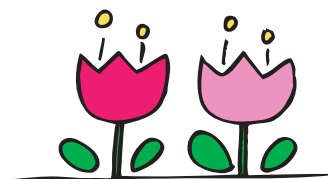


- | | | |
|---|------|------------------------|
| 1 | 日 時 | 6月22日（日）
8：00～17：00 |
| 2 | 行き先 | 和泉市人権文化センター |
| 3 | 募集人数 | 21人 |
| 4 | 参加費 | 3,000 円程度（昼食等） |
| 5 | 交通手段 | 市マイクロバス |
| 6 | 申込先 | 総合隣保館
TEL 82-8388まで |

人権の小窓

(72)

2008年5月



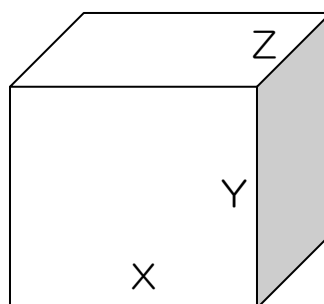
「みんな いっしょ みんな べつべつ」

～障がいのあるふつうの子どもとして育てる～

武庫川女子大学教授 中 本 秋 夫

1 障がいとは 障がいの問題とは

障がいとは何か。一般的に障がいがあると、その程度・内容によって生活上にさまざまな制約が生じることがあります。しかし、個別によく見てみると、問題の大きさに差があります。それは、次のようにみることができます。



X：障がいの程度や重さ
Y：X に対する周囲の評価や反応
Z：X、Y に対する本人の反応

障がいの程度や重さによって X 軸の長さが決まり、その障がいの状態に対して、周りの人々がどのように反応するかによって Y 軸の長さが決まり、この X 軸と Y 軸でできる面に対して、障がい者本人がどのように反応するかによって Z 軸の長さが決まります。

したがって、この三つの軸でできる箱の体積（「問題」）が大きければ大きいほどその人を圧倒し、生きていくことを困難にします。しかし、三つの軸のうちどれか一つでも短ければ、その分「問題」も小さくなります。

X 軸の長さ（障がいの程度や重さ）は、外科手術の場合を除けば、ごくゆっくりしか変化しません。例えば、これが難聴とか、脳性まひとか、知的障がいであるとすれば、今の医学をもってしても、まったくゼロにすることはできません。しかし、Y 軸の長さ、すなわち周囲の人の価値観や人間観は、世の中の人々の意

識の変化や理解が深まれば、その分だけ短くなって、箱の背が低くなり、体積(「問題」の大きさ)も小さくなるのです。

また、Z軸である、X・Yに対する本人の反応・態度・受け止め方なども、適切な教育や周りの人々の配慮で短くすることができます。現に、X・Yの面ではかなり大きいにもかかわらず、それに圧倒されることなく、Z軸をゼロ同然に保って、立派に社会生活を営んでいる障がい者も数多くいます。

障がいの「問題」は、単に、障がいがあるだけで成立するのではなく、それを問題にする人々によって、また、本人の反応によっても、大きくなったり小さくなったりするものであるということです。だから、周りの人々の理解を深めることでY軸を短くし、障がいがあってもなくても、人間としての価値に変わりはないという立場でZ軸を短くする必要があります。障がいのある人々や子どもたちが、障がいがあっても、そのままの状態ですべて生きていけるような社会にするには、私たち一人ひとりが深く関わっていることを忘れてはいけません。

2 みんないっしょ みんなべつべつ

子どもは、みんなと同じようにしたいのです。それが「みんないっしょ」なのです。もし障がいがあることによってできないことがあれば、それを子どもに合わせてできるように工夫することが「みんなべつべつ」なのです。子どもに合わせた周囲の配慮が必要なのです。弱い立場の人を大切にする社会は、健康な社会です。

そして、障がい者の福祉の基本は、社会のみんなが慣れることです。それだけです。

【中本秋夫さんプロフィール】

神戸市内小学校教諭、教育委員会を経て、平成17年度から武庫川女子大学文学部教育学科教授として活躍中。

隣 保 館 カ レ シ ン ダ ー 【5月】

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	木	習字	21	水	
2	金	経営相談	22	木	手芸
3	土	休館日	23	金	経営相談
4	日	休館日	24	土	茶道
5	月	休館日	25	日	休館日
6	火	休館日	26	月	
7	水		27	火	人権相談、経営相談
8	木	手芸	28	水	
9	金	経営相談	29	木	
10	土	茶道	30	金	経営相談
11	日	休館日	31	土	
12	月	歌謡	◎着付・習字は午後7時30分から。 ◎手芸・歌謡は午後1時30分から。 ◎茶道は午前9時30分から。 ◎経営相談は午前10時から午後4時まで。 ◎人権相談は午前8時30分から正午まで。		
13	火	人権相談、経営相談、着付			
14	水				
15	木	習字			
16	金	経営相談			
17	土				
18	日	休館日			
19	月	歌謡			
20	火	経営相談			

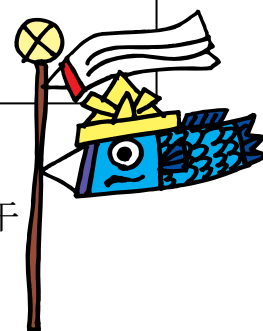
人 権 相 談

…毎月第2・第4火曜日 午前8時30分～正午
担当 ……人権啓発専門員 善村龍範

経 営 相 談

…毎週火・金曜日 午前10時～午後4時
担当 ……三木商工会議所経営指導員 齊藤幹雄

※ 人権相談については、今年度から定期的を開催しています。
相談がございましたらご利用ください。



隣保館だより

6 月 号 No.324 [20. 6. 2発行]

三木市立総合隣保館 TEL82-8388 FAX 82-8658

〒673-0501 三木市志染町吉田823

ホームページアドレス <http://www.city.miki.lg.jp/>施設ガイドから総合隣保館のページへ

つなごう手と手

築こう心の架け橋を

三木市立総合隣保館

同和教育セミナーのお知らせ

手話通訳・
要約筆記が
あります。

第1回

- ・と き : 6月27日(金)
- ・と ころ : 志染町公民館
- ・テ ー マ : 部落差別と結婚問題①
- ・講 師 : 武本 勝 さん

第2回

- ・と き : 7月 4日(金)
- ・と ころ : 教育センター
- ・テ ー マ : 部落差別と結婚問題②
- ・講 師 : 武本 勝 さん

第3回

- ・と き : 7月11日(金)
- ・と ころ : 緑が丘町公民館
- ・テ ー マ : ホッと一息してみませんか
- ・講 師 : 岸本 厚美 さん

※ 開催時間はいずれも
午後7時30分～同9時30分



昨年度の同和教育セミナーの様子

人権・同和問題を正しく理解し、その解決のために必要な知識を得る研修の場として3回開催します。

募集中



- 1 日 時 6月22日(日)
8:00～17:00
- 2 行き先 和泉市人権文化センター
- 3 募集人数 21人(定員になり次第締め切り)
- 4 参加費 3,000円程度(昼食等)
- 5 交通手段 市マイクロバス
- 6 申込先 総合隣保館

TEL 82-8388まで



和泉市は歴史・文化の宝庫であり、人権文化センターの資料室では、それらの歴史文化を人権の視点で見直した展示内容になっています。

平成20年6月

人権の小窓

(73)

「デートDVって知っていますか？」



NPO法人女性と子ども支援センター

ウィメンズネット・こうべ代表 正井 礼子

夫・恋人からの暴力であるドメスティック・バイオレンス（DV）が最近、10代、20代の若いカップルの間でも起こり問題になっています。「デートDV」と呼ばれるこれらの暴力は将来、深刻な夫婦間のDVにつながる可能性も高く、防止策が急がれます。

例えば、彼女が言うことをきかないと殴ったり蹴ったりする（身体的暴力）、大声でどなったり、ばかにする、無視、監視、メールチェックなどの束縛（精神的暴力）、キスやセックスの強要、避妊しない（性的暴力）など全て暴力です。大人のDVと内容はほぼ同じですが、デートDVの特徴は束縛と性暴力です。一日中、自分の行動をメールで報告しないと怒るとか、異性の友人のアドレスを全て消されたりするなどの行為も珍しくないのです。

交際相手のいる女子高校生の34%（2007年ウィメンズネット・こうべ調査）、20代の女性の2割前後がDV被害を受けています（2006年内閣府調査）。しかし、身体的暴力以外はなかなか周囲の人にも暴力とは理解されませんし、被害者も「自分が悪いから」「好きだから多少の暴力は我慢する」「嫉妬や束縛は愛されている証拠」というように支配を愛と勘違いし、つらくてもなかなか別れられずにいるのが現状です。

DVの構造は「力と支配」です。相手を支配し、自分の思い通りにするために手段としてさまざまな暴力を使っているのです。生命の危険を感じるような暴力を体験したという女性は4.6%、成人人口で概算すると全国で約250万人にものぼります。2004年内閣府の調査によれば、既婚女性の3人に一人がDV（身体的・精神的・性的のいずれか）を体験しているとのことです。

では、なぜDVは起きるのでしょうか？

- ①周囲にあるさまざまな「力と支配」の関係を学んだから
- ②多少の暴力は仕方がないという暴力容認の社会があるから
- ③男性は強くて経済力があって家族を養い女性をリードすべきである。女性は家事育児に専念して、可愛くて男性に口答えせず黙って従えばいいというようなかたよった男らしさ、女らしさの意識があるから

などがその要因と考えられます。特に３番目にあげた性差に基づく偏見は、男女の対等な関係を阻むものですが、男女ともに幼い頃から無意識に刷り込まれていて、若い世代においてもまだまだ根強いものがあります。

ウィメンズネット・こうべは、これまでたくさんのDV被害女性を支援してきました。家庭の中で繰り返し受けた身体的・精神的暴力は母子ともに心身に深い傷を残し、回復には長い時間がかかります。児童虐待防止法にも、DV家庭で育つことは子どもにとって心理的な虐待とされています。そして、子どもたちが暴力による問題解決の方法を学ぶことは、学校や職場、地域社会へも深刻な影響を与えます。

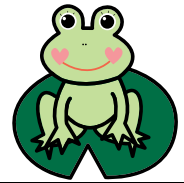
このようにDVは個人の問題ではなく、地域全体で取り組むべき重要課題なのです。私たちは加害者も被害者もつくらないために、若い世代へ向けたデートDV防止教育が必要だと痛感し、行政・NPO協働事業として「デートDV防止出張授業」を県内の高校生を対象に実施しています。デートDVについて正しく理解し、男女がお互いを尊重し対等な関係を築くための学習です。対等な関係には暴力は起きません。被害者の多くは親や教師ではなく友人に相談しているので、全ての高校生がDVについて正しい理解と知識を得ることが、被害者を救うことになります。

彼らが大人になったときに、暴力を許さない社会、男女がよりよい関係を持てる社会を築く力になってくれるよう願っています。三木市内の高校生にもぜひ実施したいです。

問合せ 078-734-1308 <http://homepage1.nifty.com/womens-net-kobe/>

【正井礼子さんプロフィール】

三木市男女共同参画センター相談員。女性の人権を守り、男女平等社会の実現に向けて、1992年に「ウィメンズネット・こうべ」を設立、男女共同参画社会の実現と女性の人権を守る活動を行っている。



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	日	休館日	21	土	茶道
2	月	歌謡	22	日	視察研修会、休館日
3	火	経営相談	23	月	
4	水		24	火	経営相談、人権相談
5	木		25	水	
6	金	経営相談	26	木	手芸
7	土	茶道	27	金	経営相談、同和教育セミナー
8	日	休館日	28	土	
9	月		29	日	休館日
10	火	経営相談、人権相談、着付	30	月	
11	水				
12	木	手芸	◎着付・習字は午後7時30分から。 ◎手芸・歌謡は午後1時30分から。 ◎茶道は午前9時30分から。 ◎経営相談は午前10時から午後4時まで。 ◎人権相談は午前8時30分から正午まで。		
13	金	経営相談、			
14	土				
15	日	休館日			
16	月	歌謡			
17	火	経営相談			
18	水				
19	木	習字			
20	金	経営相談			

人 権 相 談

…毎月第2・第4火曜日 午前8時30分～正午
担当 ……人権啓発専門員 善村龍範

経 営 相 談

…毎週火・金曜日 午前10時～午後4時
担当 ……三木商工会議所経営指導員 齊藤幹雄

※ 人権相談については、今年度から定期的を開催しています。
ぜひ、ご利用ください。

隣保館だより

7月号 No.325 [20. 7. 1発行]

三木市立総合隣保館 Tel 82-8388 Fax 82-8658

〒673-0501 三木市志染町吉田823

ホームページアドレス <http://www.city.miki.lg.jp/> 施設ガイドから総合隣保館のページへ

つなごう手と手

築こう心の架け橋を

和泉市人権文化センターで研修



事前説明



展示資料室の見学・説明



聖神社



八阪神社

今年度の視察研修は、大阪府の和泉市人権文化センターを訪問しました。
NPO 法人ダッシュの案内により、和泉の歴史、文化、人権のまちづくりについて研修しました。

フィールドワークでは、これまでの部落とのマイナスの出会いからプラスの出会い・気づきへの転換を図るために、南王子村水平社の成立と闘いの歴史に加え、同和地域での福祉・人権のまちづくりの取組の説明を受けました。

同和教育セミナー開催中

日 時	会 場	テーマ	講師(敬称略)
7月4日(金)19:30~21:30	教育センター	部落差別と結婚問題②	武本 勝
7月11日(金)19:30~21:30	緑が丘町公民館	ホッと一息してみませんか	岸本厚美

人権の小窓 (74)



平成20年7月

「いじめと人権～第3次ピークのいじめから～」

臨床教育学博士・臨床心理士 八尾 勝

はじめに

いじめを語るとき、「いつの時代にもあることだ」という声が聞こえてくることがあります。その声からは、①騒いでもしかたのないこと、②それを乗り越えてこそ人は成長するのだ、とのメッセージが伝わってきます。いじめっ子といじめられっ子の特性（攻撃性と攻撃誘発性）の次元でとらえる古典的いじめ観を超えて、社会病理といじめの態様の変化にまなざしを向けずには、いじめが人権の課題としては見えてきません。

第1次・2次ピークのいじめ

いじめ発生件数をグラフにすると、1980年代半ば（第1次）と90年代半ば（第2次）と2000年代半ば（第3次）にピークがあります。

日本の子どもの進学率が大幅に伸び、過当な進学競争の時代に入って間もなく、親の圧力や学校ストレスの高まりも原因して、不登校やいじめが多発しました。1980年代のことです。

86年には東京の中学校で、教師も加わっての「葬式ごっこ事件」が起こり、被害者の生徒は自死しました。いじめが社会問題としてクローズアップされたのはこの事件がきっかけです。

この時期のいじめの加害者は、学力が優秀な子とツッパリ傾向の子が混在しています。標的になる子はほぼ特定されていました。いじめの起こる時間帯も、おおむね、昼休みや放課後に限られていました。

90年代半ばがいじめの第2次ピークです。ツッパリッ子が表面に出てきて、四六時中いじめます。集団でリンチ的にいじめて、金品に関わる要求をし、手口が複雑化した陰湿ないじめが増加します。いじめの標的が特定されず、入れ替わりが多くなったのもこの時期の特徴です。

第3次ピークのいじめ

2006年には、7件のいじめによる自死とみなされる事件がありました。この期の特徴は加害者集団の小グループ化傾向です。従来は10名以上が多かったのですが、7～8名のグループになっています。他には高等学校でのいじめが従来よりも増えていることです。

そして、何よりも、携帯電話やパソコンによるネットいじめの急増です。被害者に嫌がらせのメールを送るという単純な手口は、神戸市須磨区の私立高校でもありました。閲覧や書き込みが自由にできる公開されたサイトに攻撃のメッセージを書き込む手口は、佐世保市の小6女子児童殺害事件のきっかけとなりました。

今年1月から3月にかけての文部科学省の「学校裏サイト実態調査」では、学校の公式ホームページ以外に全38,260件の裏サイトの存在が報告されています。内訳は「2チャンネル」や「mixi」などの巨大掲示板に書き込みコーナーを設けたもの33,527件、中・高校生対象公開型掲示板2,000件、生徒運営型が2,000件です。

ネットいじめの特徴は、①加害者は匿名やなりすましで、被害者は実名を書き込まれるため、仲がよいと思っていた友人や、学校では全く目立たない生徒が加害者だったりすること、②「炎上」といって、最初の書き込みがきっかけで、集中砲火を浴びることが多いこと、③被害者は疑心暗鬼になってどんどん追いつめられていても、家族や周囲は気づきにくいこと、④被害者は24時間、365日いつでもいじめにさらされること、⑤同級生、自校生のたくさんのメンバーが読んでいること、⑥いじめや嫌がらせの報復手段に用いられたり、被害加害が流動すること、などです。

以上のように第2次ピークの折には想定しなかった、陰湿この上ないいじめの事態が進んできました。ネットいじめの対策については通信会社を含め民間企業が先導しているのが現状で、新しい規制や行政の積極的な介入ができるような、新たな法制度の策定が急がれています。

【八尾勝さんプロフィール】

臨床教育学博士・臨床心理士、日本カウンセリング学会認定スーパーバイザーとして活躍されています。

隣保館カレンダー 7月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	火	経営相談	17	木	
2	水		18	金	経営相談
3	木		19	土	茶道
4	金	経営相談、同和教育セミナー	20	日	休館日
5	土	茶道	21	月	休館日
6	日	休館日	22	火	経営相談、人権相談
7	月		23	水	
8	火	経営相談、人権相談、着付	24	木	手芸、習字
9	水		25	金	経営相談
10	木	手芸、習字	26	土	
11	金	経営相談、同和教育セミナー	27	日	休館日
12	土		28	月	歌謡
13	日	休館日	29	火	経営相談
14	月	歌謡	30	水	
15	火	経営相談	31	木	
16	水				

- ◎着付・習字は午後7時30分から。
- ◎手芸・歌謡は午後1時30分から。
- ◎茶道は午前9時30分から。
- ◎経営相談は午前10時から午後4時まで。
- ◎人権相談は午前8時30分から正午まで。

相談をご利用ください

隣保館までの地図



◇経営相談…毎週火・金曜日（午前10時～午後4時）

◇人権相談…毎月第2・第4火曜日（午前8時30分～正午）

※ 相談は無料です。

隣保館だより

8月号 No.326 [20. 8. 1発行]

つなごう手と手

築こう心の架け橋を

三木市立総合隣保館 Tel 82-8388 Fax 82-8658

〒673-0501 三木市志染町吉田823

ホームページアドレス <http://www.city.miki.lg.jp/> 施設ガイドから総合隣保館のページへ

8月は「人権尊重のまちづくり推進強調月間」です

三木市・三木市教育委員会では、毎年8月を「人権尊重のまちづくり推進強調月間」と定め、人権問題に対する意識の高揚と月間の周知を図るため下記の啓発事業を実施します。

主な事業及び日時	内 容	場 所
街頭PR活動 8月2日(土) 午前10:30～11:30	・のぼりの掲示 ・啓発用品(ウェットティッシュ、うちわ)の配布	ジャスコ三木店、三木サティ、コープ志染店・トーヨー志染駅前店、山田錦の郷
市民運動入賞作品展 8月11日(月)～22日(金)	入賞作品(ポスター・標語)の展示	市役所みつきいホール
市民じんけんの集い 8月24日(日) 午後1:30～4:00 (受付:午後1:00～)	・市民運動優秀賞受賞者の表彰 ・人権作文優秀賞の朗読 ・講演「懸命に生きる人々ー日本人こそ学んで欲しいー」 講師 NPO 法人アジアチャイルドサポート代表理事 池間哲郎さん	文化会館大ホール

同和教育セミナー

1回目のセミナー

6月27日、7月4日・11日に開催しました。

第1回目、2回目は、武本勝さんに「部落差別と結婚問題」と題して、本市の「部落差別に関する実態調査」の結果を基にご講演いただきました。部落差別は、長年の教育、啓発によって解消に向かっている。今なお残る課題を解決するには、交流が必要だと訴えられました。

第3回目は、岸本厚美さんに「ホッと一息してみませんか」と題して、参加型学習を取り入れてご講演いただきました。

人権は多くの人の努力によって勝ち取られてきたものなので、努力しないと奪い取られてしまうこと、また、戦争は最大の人権侵害であり、平和を維持することの大切さについて訴えられました。



3回目のセミナー

平成20年8月

人権の小窓 (75)



「夏休み」に思う

— 子どもたちが安心して遊べる地域づくりを —

法務省人権擁護委員 島 田 恒 夫

「夏休み」という言葉から、皆様はどんなイメージが浮かびますか。私は、入道雲・夕立・行水・蚊取り線香・夏の友・露を帯びたアサガオ・日なたくさいヌルっとした川の水の感触…など、随分古臭いものですが、子どもの頃の楽しかった思い出が蘇ってきます。たっぷりと自由に使える時間、何をしようかとワクワクして眠れなかった前日。きっと子どもたちも待ちかねていたことでしょう。

ところで、皆様の身近な場所で、子どもたちの歓声がこだましているでしょうか。汗をいっぱいかいて走り回っている姿を見かけるでしょうか。以前PTAの皆さんと校区を回りながら子どもたちの姿を見かけることはほとんどなく、子どもたちは何処で何をしているんだろうと考え込んだことがありました。

近年、子どもが被害者になりかねない不審者の出没、子どもの命が奪われる凶悪事件の発生、子ども自身がエアコンの効いた部屋でテレビゲームなど機械相手の遊びに楽しさを見いだしていることなど、社会の変化が進む中で、このような状況が生まれているのではないかと思います。しかし、このような状況は、決して良いことではありません。本来子どもは、太陽の光をいっぱい浴びながら仲間とともに群れて遊ぶことが必要です（参考『広報みき』平成19年6月15日号）。遊びの中で、人間として生きる大切なことを学んできたからです。子どもたちが安心して遊べる地域づくりこそ、今改めて考えなければならないことだと考えます。

一方、私たちの暮らしを振り返ってみますと、インターネットや携帯電話が普及し、大変便利で効率的になってきました。そのため、直接時間をとって人に会わなくても用を済ませることができます。しかし、このような状況の中では、人と人の結びつきはますます弱くなり、人間関係が希薄化する原

因にもなっています。人と人との関わりの中で多くの人権問題が起きていることを考えるとき、子どもたちの現状と同様、良い状況だとはいえません。

皆様が長年にわたり取り組んでこられた同和教育は、現在人権教育として再構築されながら発展的に取り組まれています。この取組から多くのことを学ぶことができます。例えば、部落差別は人と人を切り離すことで、強められ残されてきました。ですから、事実を見つめ知識として学ぶだけでなく、人と人とを結び合う、人と人とのつながりをより豊かにする生き方を大切にしてきました。今必要なことは、人と人との結びつきをより豊かにすることではないでしょうか。もちろん、その根底には人を大切にした生き方、言い換えますと人権を尊重した生き方を据えることです。

夏休みの季節に、少し意識し、できることから、子どもたちとのふれ合う機会を今より少し増やしてみませんか。できるだけ多くの人の目で、子どもたちを見つめてみませんか。「おはよう」「夕方になったよ。早くお帰り」様子がおかしいと感じたら、「どうしたの」という声かけをご近所から始めませんか。子どものためにと考えたこのような行動が、子どもたちだけに限らず、人と人との結びつきを強め、人を大切にした地域づくりに発展していくのではないのでしょうか。人が人として大切にされる社会は、与えられるものではありません。私たちの生き方をとおして創りあげるものだと考えているのです。

【島田恒夫さんプロフィール】

明石市教育委員会学校教育課長、明石市内小学校長を歴任、現在法務省人権擁護委員として活躍中です。

隣保館とは

総合隣保館は、すべての市民のしあわせを願い、同和問題をはじめとした、あらゆる差別をなくし、福祉の向上を図るため昭和56年（1981年）4月に開館した社会福祉施設です。



日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	金	経営相談	17	日	休館日
2	土	茶道	18	月	歌謡
3	日	休館日	19	火	経営相談
4	月	歌謡	20	水	
5	火	経営相談、人権相談	21	木	手芸、習字
6	水		22	金	経営相談
7	木	習字	23	土	
8	金	経営相談	24	日	休館日
9	土		25	月	妊産婦乳幼児相談
10	日	休館日	26	火	経営相談、人権相談
11	月		27	水	
12	火	経営相談	28	木	手芸
13	水		29	金	経営相談
14	木		30	土	茶道
15	金	経営相談	31	日	休館日
16	土				

◎習字は午後7時30分から。
 ◎手芸・歌謡は午後1時30分から。
 ◎茶道は午前9時30分から。

妊産婦乳幼児相談

8月25日(月)午前10時~11時30分
 担当：三木市健康増進課保健師

夏休み課題図書

夏休み課題図書を購入しました。貸し出しいたしますので、多数ご利用ください。

小学校低学年の部

○ふしぎなキャンディーやさん ○ぼくがラーメンたべてるとき
 ○かわいいねこをもらってください ○ちいさなあかちゃん、
 こんにちは

小学校中学年の部

○3年2組は牛を飼います ○ぼくのだいすきなケニアの村
 ○花になった子どもたち ○今日からは、あなたの盲導犬

小学校高学年の部

○チームふたり ○耳の聞こえない子がわたります
 ○ブルーバック ○なぜ、めい王星は惑星じゃないの？

中学校の部

○となりのウチナアンチュ ○曲芸師ハリドン
 ○天馬のように走れ

高等学校の部

○荷抜け ○兵士ピースフル ○オデッセイ号航海記

隣保館だより

9月号 No.327 [20.9.1発行]

三木市立総合隣保館 Tel 82-8388 Fax 82-8658

〒673-0501 三木市志染町吉田823

ホームページアドレス <http://www.city.miki.lg.jp/> 施設ガイドから総合隣保館のページへ

つなごう手と手

築こう心の架け橋を

夏休み子ども教室



腹話術に聞き入る子どもたち



紙パックで作った船で競争



手づくりマジックハンドで物をつかむ、うまくつかめたかな？

総合隣保館では、例年、夏休みを利用して学校生活では体験しにくい活動を計画し、夏休み子ども教室を開催しています。

今年も、親子で一緒に参加できる時間を設け、夏休み中の15日間実施しました。

交通安全教室や手づくりおもちゃ等を作って遊んだり、親子でクッキーづくりをするなど、さまざまな体験活動で交流を深めました。



正しい交通知識を身につけ、夏休み中に交通事故にあわないように誓い合う

人権フォーラムのお知らせ

今年度も人権フォーラムを下記の日程で開催いたします。

詳しい内容につきましては、10月号でお知らせしますので、多数ご参加ください。

日 程	開催時間	場 所
10月21日(火)	午後7時30分～ 9時00分	総合隣保館
10月24日(金)		
10月28日(火)		

人権の小窓(76)

平成20年9月

三木の人々の熱い思い ―小野工業高校定時制三木分校の場合―

兵庫県立明石城西高等学校主幹教諭 吉 岡 保

戦前の中学校は特別

上の丸公園や釜城館のあたり、かつてここには三木高等女学校(後の三木高校)があり、さらには小野工業高等学校定時制三木分校があった。今日は「六、三・三、四」制の学校の高等学校と、国民の「教育を受ける(機会均等)権利」について考えてみたい。

明治日本の教育の基礎を築いた文部大臣森有礼は、「国民の志気を培養発達するを以て基本」つまり、「国の興隆」が第一と考え、教育は「法律主義」ではなく、「勅令主義」とした。教育が政治に従属し、後に極端なファシズムの時代、小学校は戦争のため「皇国民錬成」をする「国民学校」と変わり果てた。小学校が「最大の人権侵害」である戦争に加担した。しかし、日本の小学校(6年の義務教育)は戦争末期の混乱期を例外として、戦前から戦後にかけて安定していた。ところが、小学校を終えた後の青年期の教育、つまり中等教育は「中学校、高等女学校、実業学校等の中等教育諸学校：エリート教育」と「高等小学校―青年学校：差別された一般大衆教育」に二分、画然と差別されていた。

戦後はみんなの中学校と高校

戦後、中等教育が単一化(一元化)され、中学校(前期)と高等学校(後期)の6年間(中高一貫校もある)とされた。エリートと一般大衆に二分された差別が解消され、義務教育は中学校終了までの9年間に延長された。さらに、戦後改革の渦中、中等教育6年(高校終了まで)の義務化が構想されたが実現しなかった。今日、高等学校は「ほぼ全入」の時代を迎え、中途退学や不登校の問題を抱えながら、事実上義務化している。

三木市(当時の各町村)でも、昭和22年から小学校(国民学校から改称)、新制中学校(「しんちゅう」といわれた)、昭和23年から新制高等学校が設置された(『三木市史』)。占領下日本で義務教育三か年延長：中学校設置運動と、高等学校(定時制高校)設置運動が高まった。各地住民は地域の将来のため、中学校・高校の教育に期待し、新制中学校設置すら困難な時期に、義務化が見送られた高校設置を同時にすすめた。兵庫県立三木高等学校、兵庫県立小野工業高等学校定時制三木分校の二校はこうした状況の中で生まれた。

当時、三木高校校長(野中保一郎)は次のように述べている(『創立80周年記念誌』)。

「当時の旧美囊郡の男子生徒は、小野・加古川・三田の中学校か神戸市の一・二・三中その他の中学校へ分散して進学していたものである。それが学制改革すなわち学区制により、強制的に三木にうつされ、いわば初志貫徹を中断されたわけであって、三木高校の2・3回生の男子は、その被害者ともいうべきものであった。」

地域の願い「皆が高校卒業まで」

新学制当初は、かつて旧制中学校や高等女学校に進学（エリート教育）した生徒は全日制男女共学の三木高校へ、高等小学校や青年学校で学んだ（一般大衆）生徒は定時制三木分校に進学した。定時制高校（分校）は、戦後教育改革とりわけ「高校教育の機会均等」という理念の限界ぎりぎりのところで創出された。定時制分校や更に分教室（多くは各地小学校などに間借りした）は、地域の全ての青年に教育機会を保障する最先端の中等教育機関であり、地域住民の強い願いが集約されていた。通学の便、経済的事情の他、様々な理由で全日制高校に進学できない生徒や地域にとって、定時制分校はかけがえのない「地域の高等学校」だった。その後の三木分校閉校までの動向は、以下の資料(1)が示すところである。

いま「教育を受ける権利」は保障されているか？

1970年代の高度成長期、高校（全日制）進学率が上昇する一方、定時制高校は漸減した。この時期は解放運動が高揚し、識字学級が多く地域で開かれ、子どもから大人までが学んだ。それは、戦後この時期まで、全ての人々に教育を保障する取り組みが少なかった結果である。戦後教育改革運動、とりわけ「高校教育の機会均等」という理念と定時制高校（分校）と同時に、被差別部落生徒の不就学の問題、民族学校や夜間中学校等、同時期の三木市の各地域の教育実態、教育を受ける権利の保障の動きを振り返ることは大切ではないか。

【吉岡保さんプロフィール】

兵庫県立明石城西高等学校主幹教諭として活躍される一方、明石文化財調査団、神戸史学会、日本史研究会等の会員であり、主な著作は「明治初期北播における『部落学校』の成立」「『部落学校』の『消滅』と地域社会」「明石市史現代編Ⅰ」「講座明石城史」他多数あります。

資料(1)「三木分校の歩み」（小野工業高等学校『創立 50 周年記念誌』より作成）

昭和 23 年 10 月	小野工業高校定時制三木分校設置
昭和 26 年 5 月	志染分教室（被服科）設置
昭和 30 年 3 月	志染分教室は廃止、三木分校へ吸収
昭和 34 年 3 月	普通科廃止
昭和 42 年 4 月	三木中学校より旧三木高校校舎へ移転
昭和 44 年 2 月	三木市より分校の使用に関する提供書提出
昭和 48 年 4 月	全日制普通科設置
昭和 50 年 3 月	全日制（普通科）廃止 同年 4 月県立三木東高校開校
昭和 52 年 3 月	定時制金属工業科生徒募集停止
昭和 55 年 3 月	三木分校閉校

資料(2)「定時制分校生徒数その他の実態調査」（『兵庫県定通年鑑昭和 28 年度』より作成）

学区(三木)内中学 3 年生 生徒数	490 人
全日制志望数	167 人
定時制志望数	56 人
就職者数	164 人
家庭に止まる数	105 人

資料(3)「定時制高等学校現況一覧」（『兵庫県定通年鑑昭和 28 年度』より作成）

分校名	所在地	設置課程	授業形態
三木分校	三木中学校	家庭科 普通科	昼間 夜間
志染分教室	志染小学校	金属工業科 家庭科	夜間 昼間

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	月		17	水	
2	火	経営相談	18	木	習字
3	水		19	金	経営相談
4	木	習字	20	土	茶道
5	金	経営相談	21	日	休館日
6	土	茶道	22	月	歌謡
7	日	休館日	23	火	休館日、秋分の日
8	月	歌謡	24	水	
9	火	経営相談、人権相談、着付	25	木	手芸
10	水		26	金	経営相談
11	木	手芸	27	土	
12	金	経営相談	28	日	休館日
13	土		29	月	
14	日	休館日	30	火	経営相談
15	月	休館日、敬老の日			
16	火	経営相談			

敬老の日

- ◎習字・着付は午後7時30分から。
- ◎手芸・歌謡は午後1時30分から。
- ◎茶道は午前9時30分から。

兵庫県多可郡野間谷村（現在の多可町八千代区）の門脇政夫村長が昭和22年に提唱し、敬老会を開いた。これが昭和25年から兵庫県全体で行われるようになり、後に全国に広がったとされています。

隣保館とは

総合隣保館は、すべての市民のしあわせを願い、同和問題をはじめとした、あらゆる差別をなくし、福祉の向上を図るため昭和56年（1981年）4月に開館した社会福祉施設です。



隣保館だより

10月号 No.328 [20. 10. 1発行]

三木市立総合隣保館 Tel 82-8388 Fax 82-8658

〒673-0501 三木市志染町吉田823

ホームページアドレス <http://www.city.miki.lg.jp/> 施設ガイドから総合隣保館のページへ

つなごう手と手

築こう心の架け橋を

平成20年度人権フォーラムのお知らせ

総合隣保館では、同和問題をはじめとする人権問題について、身近な市民の方から経験や思いを發表していただき、ふれあいを図り、認識を深め合うことを目的として人権フォーラムーわたしのひとことーを開催いたします。

どうぞ、多数ご参加いただきますようご案内申し上げます



※ 手話通訳、要約筆記します

昨年度の人権フォーラム

日時及び会場	発表者(敬称略)	所 属	テ ー マ
10月21日(火) 19:30~21:00 総合隣保館	山 崎 慎 司	口吉川小学校	みんな なかよし
	永 田 穰	緑が丘町本町在住	私の歩んできた道 これから歩む道
	浦 野 順 子	ゆう工房	人と生き合うということ
	須 崎 ま ゆ み	元小学校長	地域で子育て支援を
10月24日(金) 19:30~21:00 総合隣保館	桑 村 明 香 里	自由が丘東小学校	ありがとう やさしい友だち
	稲 葉 正 祥	志染中学校	あたたかくて 優しい想像力
	橋 本 裕 二	解放同盟支部員	ダウン症の子の父親として
	帆 先 日 登 美	手話サークル三木	私と手話
10月28日(火) 19:30~21:00 総合隣保館	平 井 サ エ コ	三木小PTA	共に生きるということ
	長 尾 恵 猛	人の目の垣根隊会員	ともに歩かせていただく
	成 瀬 恵 子	人権教育指導員	私の人権感覚
	木 多 た え 子	解放同盟支部員	今、思うこと

女性差別と「三下り半^{みくだはん}の離縁状」

武庫川女子大学名誉教授 安達五男

1 江戸時代における女性差別の二重、三重構造

女性差別は従来考えられてきたように、単に性の違いに基づいて自然に生まれてきた差別ではない。部落差別とともに、近世封建社会の中で長期にわたって作られていった性差に基づく差別である。近世の被差別部落の形成については、「丹波地域における近世部落の形勢について」（『ひょうご部落解放』2008年秋号VOL 130）において、丹波氷上郡地方の具体的史料によって詳述している。

1993年6月、第2回ウィーン世界人権会議ではじめて「女性の権利は人権である」との主張が提起され、夫からの暴力、強制売春・慰安婦問題などがとりあげられた。特に感銘を受けたのは、世界女性会議の中でシャーロット・パンチは「何が女性の人権として守られるべきか、その決定権は女性にあり、暴力に対する女性の拒絶の権利である」と明快に述べている。

近世、近代の歴史を経過する中で、庶民社会の中にはなかった女性への差別とともに、人間の性を即男の性とする認識が生まれていった。男性という性を普遍的人間の性と考えることはもちろん正しくはない。暴力に対する女性の拒絶の権利は、「正義の戦争の仮面」を剥ぎ、最大の暴力として戦争を拒絶する認識を育んでいくことになる。

近世封建社会の中で育てられてきた女性差別の具体的事例として、享保13年（1728年）と明治3年（1870年）の二通の離縁状を取り上げ、女性の人権について考えてみたい。

2 三下り半の離縁状

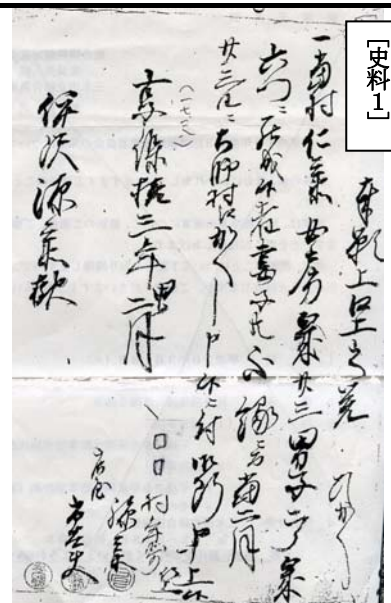
播磨国神崎郡N村の庄屋文書の中に、型の違った2通の離縁状が含まれていた。江戸時代の庄屋文書の中に、女性史関係の文書が含まれている事例は予想以上に少ない。

（1）享保13年（1728年）の短い離縁状

享保13年の離縁状は〔史料1〕に示した「奉願上^{ねがいたてまつるこうじょう}口上の覚^{の おぼえ}」というN村の年寄り孫兵衛と庄屋市太夫が役所に提出した願書である。

N村の仁兵衛は、23歳の女房と6歳になったばかりの息子二郎を共に不縁（離婚）にすべく、2月23日妻の出生^{は ぜ}の土師村に追り返した旨を届出、孫兵衛と市太夫はそれを受けて、連名で藩の役所に提出したのが〔史料1〕の「口上書」である。この短い離縁状を見て気づいたことのひとつは、親の仁兵衛、6歳の息子にも「二郎」と名前が記されているのに、問題の中心人物、23歳の女性、母親にだけはどこにも名前が記されていないことである。ただひとつ、「仁兵衛の

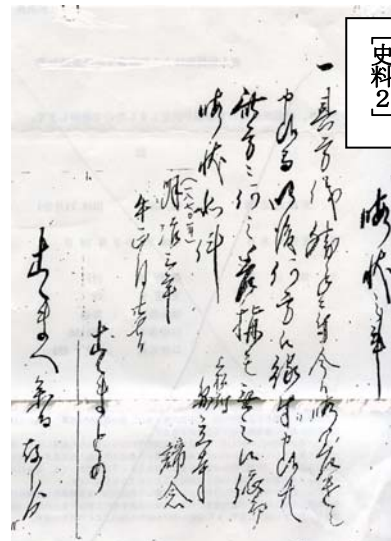
女房」以外の記載は一切ない。一人の人間として、「よし」「はな」といった独立した人間としての記載は一切ない。誰の女房、母、娘以外の表記は、なくなっている。ところが、丹波国氷上棚原村の天正15（1587）年、豊臣秀吉の全盛期の時代の「田方・畠方帳」（土地台帳）で女性の登録人を探してみると、「いそえ」田方四石大斗、「さの」七斗九升八合、等々七人の女性登録人があり、中でも「いそえ」は田方四石六斗の外畠、屋敷地を保有する堂々たる独立した百姓であったことがわかる。女性への差別は、徳川時代に入ってからのことであった。



史料1

（2）明治3（1870）年の三下り半の離縁状
 [史料2]の「暇状の事」は前述した[史料1]の離縁状と少々違ったものであった。その概要を示すと、

其方（女房のすま）のことについては、円立寺諦念の勝手によって今日（明治3年1月17日）暇を差遣し申候間（離縁状をわたしますので）、本日以降何方江（離縁申候共）（どなたの所へ縁付かれても）此方差構も（不都合）無之候。依て、暇状（離縁状）如件（以上のとおりです）。



史料2

といったもので、男の方の都合だけで離縁を女性に迫っている点においては、[史料1]と根本的に異なる内容はない。しかし、女性の人権の視点からみて、

- （1）[史料1]は、離婚の相手女性を「女房歳廿三」とのみ記し、一人の女性としてではなく、男に従属し、所有される存在として扱われている。
- （2）[史料2]は、相手女性に対して「すまどの」「すまへ参る」の如く、女房一般ではなく、一人の女性として「すま」の名を記し、「すまどの」と呼んでいる。
- （3）[史料2]で最も大事なことは、離婚の後は誰と再婚しようとして一切関係がないことを暇状に明記し、相手女性の再婚についてまで配慮している点に大きな変化が生まれている。

以上、二通の離縁状についてみてきたが、女性の人権の視点に立ってどう考えるべきか、大事な課題が含まれている。

【安達五男さんプロフィール】

兵庫県立高等学校教諭、兵庫県教育委員会指導主事、武庫川女子大学教育学科・大学院教授、三木市人権啓発専門員等を歴任。現在、武庫川女子大学名誉教授

〔史料1、2〕は神崎郡N村 鶴野家所蔵

隣保館カレンダー 10月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	水		17	金	
2	木	習字	18	土	茶道
3	金	経営相談	19	日	休館日
4	土	茶道	20	月	歌謡
5	日	休館日	21	火	経営相談
6	月	歌謡	22	水	
7	火	経営相談	23	木	手芸
8	水		24	金	
9	木		25	土	
10	金	経営相談	26	日	休館日
11	土		27	月	
12	日	休館日	28	火	経営相談、人権相談
13	月	休館日、体育の日	29	水	
14	火	経営相談、人権相談、着付	30	木	手芸
15	水		31	金	経営相談
16	木	習字			

- ◎着付は午後7時00分～
- ◎習字は午後7時30分～
- ◎手芸・歌謡は午後1時30分～
- ◎茶道は午前9時30分～

フラワーアレンジメント教室 参加者募集

隣保館の場所



- 1 と き 平成20年10月31日（金）午後7時30分～9時30分
- 2 ところ 総合隣保館大会議室
- 3 参加費 3,000円（当日ご持参ください）
- 4 持参物 はさみ、花器（かごがあればなおよし）
- 5 指導者 田中真紀さん
- 6 申込先 10月27日（月）までに、総合隣保館（Tel82-8388）までお申込みください。



隣保館だより

11月号 No.329 [20.11.1発行]

三木市立総合隣保館 Tel 82-8388 Fax 82-8658

〒673-0501 三木市志染町吉田823

ホームページアドレス <http://www.city.miki.lg.jp/> 施設ガイドから総合隣保館のページへ

つなごう手と手
築こう心の架け橋を

第25回総合隣保館文化祭

総合隣保館文化祭は、多くの人が人権と差別について学び、交流する文化の祭典です。豊かな人間関係と人権を大切にする共生の社会を築き、共に人権文化を創造していくことを目的に開催します。

詳細につきましては、文化祭パンフレット、ポスター、ホームページ等を通じてお知らせする予定ですので、多数ご参加ください。

12月6日(土)・7日(日)

6日の主な内容

- ・ふれあいゲートボール大会
- ・もちつき大会
- ・ビデオ上映会
「住井すゑ 九十歳の人間宣言」
- ・作品展 他

模擬店などの催物



作品展



記念講演(上) もちつき(下)



7日の主な内容

- ・開会行事
- ・記念講演「今、あらためて人権について考える」
部落解放・人権研究所長 友永健三さん
- ・三木市協、その他の団体による催物及びバザー
- ・総合隣保館教養文化講座団体、教育事業各
学級、人権教育団体による活動の発表 他

人権の小窓 (78)

平成20年11月

「障がいのある人もない人も」

兵庫県主任児童委員 小 林 伶 子

「Aさん、そっち！」Aさんを送るために3基あるエレベーターの前で待っていた私は、右側の扉が開いたのを見て、思わず口走ってしまいました。首をかしげたAさんに、あわてて言い直しかけた時、盲導犬のジェームスは、あわてずさわがず右側のエレベーターの方へずっと誘導して行きました。

「ありがとう。また、来ます」とにっこり笑ったAさんに寄り添うジェームスの前でエレベーターの扉が閉まり、「あーあ、何をしてるんだか…」と、私はショボクレてしまいました。

7年前、三木市で初めての盲導犬ジェームス号のユーザーであるAさんと知り合ってまもなくの頃のことです。人生の働き盛りに、糖尿病によってほとんどの視覚を失ったAさんは、絶望のどん底に突き落とされました。

しかし、当時ケアマネージャーだったBさん（現在はAさんの奥様）を始め、さまざまな方々との関わりの中で生きる希望を見い出し、高石ともやさんの「もう一步」で周りの人たちに歌いかけながら、ギターとハーネスを手により一歩ずつ前に進み出した頃の出会いでした。学校や地域などでの歌やトークの場にはいつもジェームスがいました。そして、FMみっきいのパーソナリティとして来庁する折には、私の職場にもジェームスと一緒に立ち寄られることが増えました。

今にして思うと、その頃の私は、目が不自由であるということの本当の意味が全然わかっていませんでした。自分は何でも見えるという立場のままで、目の不自由な人に何かをしてあげようなどという^{おご}驕りが、無意識のうちに出ていたのです。つまり、あれ、これ、そっちなどの代名詞を不用意に連発したり、逆に、色、形、景色などについては話題にはしてはいけないと思い込んだり…。

ある時、Aさんが、中学校の頃と同窓会で40年ぶりに初恋の人と出あって、とても嬉しかったが、顔が見られなくてとても残念だったと話された時、私は「そう、懐かしかったでしょうね。でも、40年前の可愛い少女のままの記憶でかえってよかったのでは？」と言ってしまいました。けれども、Aさんに「いやあ、やっぱり今の顔が見たいですよ」と言われ、私はハッとしました。本当の思いに気づきもせず、若い人は美しく、年を

重ねた人は醜いといういいかげんな言い方で慰めようとした自分が情けなくてたまりませんでした。

バリアフリーの設備や施設、補助犬法や自立支援法などの法的整備は随分進んでいるように見えますが、一方ではそれが言い訳になって自分は何もしなくてもいいとか、何故あの人たちだけが…？と妬む^{ねた}など、心のバリアフリーの方はまだまだのようです。

私自身、過去34年間の教職生活の中で、同和教育や人権教育を原点にしてきたつもりでしたが、実は「私は差別なんか絶対していない」という思い上がり、心の中にずっと住み続けていました。恥ずかしい話ですが、教職を退いた後になってから、Aさんとの出会いをとおして、やっと人権問題のスタート地点に立てたような気がします。どんな人も気づかずに差別してしまう自分がいる、多数派は否応なく差別する側に立たされているということに気づき、そのような自分を受け入れることからすべての人権への道は始まるのだと。

どんな人間関係でも、「～してあげる人」と「～してもらう人」が固定化するとお互いに疲れ果ててしまいます。Aさんは、昨年、NPO法人に認定された「ゆう工房」で、6～7年前から一緒に活動してきた人たちのことを「友達ではなく、仲間です」と言われます。そして、みんなのお店「オンリーゆうカフェ」に集う人たちの関係は、お互いに同等の立場で、ナンバーワンではなく、オンリーワン（ゆう）、つまりたった一人の自分（あなた）なのです。

ジェームスも、家ではやんちゃをしたり、すねたりすることがあると聞いて、「へえ～、じゃあハーネスをつけている時は、犬だけど猫かぶってるんだ」と言うと、Aさんはすかさず、「あ、それ、今度オヤジギャグで使える」と、2人で大笑いしました。

障がいがあろうとなかろうと、昔ながらの【ごたがいさん】や【持ちつ、持たれつ】の人間関係が、一番大きな心のバリアフリーにつながるのではないかと思うこの頃です。



コンサート、まだ終わらないんだ。(ジェームス)

【小林伶子さんプロフィール】

元三木市内小学校教員（34年間）、元三木市人権教育指導専門員（6年間）
現在、兵庫県主任児童委員（緑が丘・青山地区担当）として活躍されています。

隣 保 館 カ レ ン ダ ー 11月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	土	茶道	17	月	歌謡
2	日	休館日	18	火	経営相談、着付
3	月	休館日	19	水	
4	火	経営相談	20	木	習字
5	水		21	金	経営相談
6	木	習字	22	土	
7	金	経営相談	23	日	休館日
8	土		24	月	休館日
9	日	休館日	25	火	経営相談、人権相談
10	月	歌謡	26	水	
11	火	経営相談、人権相談	27	木	手芸
12	水		28	金	経営相談
13	木	手芸	29	土	茶道
14	金	経営相談	30	日	休館日
15	土				
16	日	休館日			

◎着付は午後7時00分～

◎習字は午後7時30分～

◎手芸・歌謡は午後1時30分～

◎茶道は午前9時30分～

三木市人権・同和教育研究大会のお知らせ

1 と き 平成20年11月15日（土）

午後1時00分～4時30分（受付12:30～）

2 ところ 三木市文化会館他

3 テーマ 基本的人権を尊重する気運を高めるとともに、部落差別をはじめあらゆる差別を解消する教育内容を構築しよう

4 主 催 三木市人権・同和教育協議会

5 後 援 三木市、三木市教育委員会

隣保館だより

12月号 No.330 [20.12.1発行]

つなごう手と手
築こう心の架け橋を

三木市立総合隣保館 Tel 82-8388 Fax 82-8658

〒673-0501 三木市志染町吉田823

ホームページアドレス <http://www.city.miki.lg.jp/> 施設ガイドから総合隣保館のページへ

第25回 総合隣保館

文化祭

つなごう手と手 築こう心のかけ橋を

2008年12月6日(土)・7日(日)

6日(土)…午前9:30～午後8:30 7日(日)…午前9:00～午後4:00

会場 三木市立総合隣保館 電話 82-8388
三木市志染町吉田823

●開会行事・記念講演会 12月7日(日) 午前9:30～

今、あらためて人権について考える

～世界人権宣言60周年にあたって～

講師：(社) 部落解放・人権研究所 所長 友永健三さん

■主催/総合隣保館文化祭実行委員会、三木市立総合隣保館

■後援/三木市、三木市教育委員会、三木市人権・同和教育協議会

志染地区人権・同和教育推進協議会

ひびきあう
心をのせて
新たな明日へ



人権の小窓

(79)

平成20年12月

「部落問題は『部落の人の問題』ではない」

加古川市人権教育指導員 東 田 寿 啓

数年前、被差別部落の小学6年生2人が、職員室に行って人権担当の教師に対してこう言ったことがある。「なんで私だけが部落差別のことを勉強せなあかんの？勉強せなあかんのは差別する人らと違うの？」。教師は一応の返答をしたものの、きちんとした返答になっていないのではないかと思い、私に相談があった。

私は、すぐに会うことにした。その際に彼女らは同様の主張をした上「私ら結婚してこのムラから出て行ったら、差別なんてされんでいいんと違うの？逃げたらいいんや」と言う。あなたならどう返答するだろう。

私は「それは間違っている」と言わなかった。「ごめんな。あんたらにそう思わせているのは、我々大人の責任やな。あんたらがそうしたいならそうすればいい。でも、そんな生き方、嫌や思わへんか？自分を育ててくれた故郷からなんで逃げないかんの？差別するほうが悪いんやろ」と言った。

部落問題において「最後の越えがたい壁」と言われているのが、結婚における差別である。同和対策事業と言われるさまざまな事業が実施されてきたが、結婚差別は今も根強くあり、部落問題は解決できたとはとても言えない。

最近、兵庫県内のある自治体で人権意識調査が行われた。その際「子どもの結婚相手について考えること」という項目で「同和地区出身者かどうか気になる」と回答した人が24%あった。回収率は45%なので、さらに多くの人がそう思っていると考えべきだろう。また、興信所が行政書士等と結託して身元調査をしていた事件が発覚した。本人が知らない間に戸籍謄本等が売り買いされ、身元調査に利用されていた。

こんな状況だから、小学生が「部落から逃げる」ことを考えてしまうのだ。

なぜ今も身元調査があるのか？「世間体」を気にし、部落の青年と結婚した子や孫が、差別を受けることを恐れるからだろうか。しかしこれこそが差別の連鎖であり、決然と断ち切るべきものだ。

差別に対して一人一人が異議申し立てを

今、インターネット上では、部落差別に関する悪質な書込みが横行している。大きな事件が起きるとすぐに部落と結びつけ、それがまた次の差別書き込みへと増殖する。「何気なく」「悪気なく」しているつもりかも知れないが、差別を受ける側はたまったものではない。やっている方は「わからないだろう」「表現の自由」「犯罪にならない」と、たかをくくっているようだが、それは間違っている。調べる気になれば必ずわかる。他者の命や人権を奪い去るのは「表現の自由」とは違う。差別は犯罪である。それを理解してもらうために、インターネットを使う前に人権研修を徹底するべきだ。

部落差別に対して「ノー」と言うのは、被差別部落の人だけがすればいいのか。

長年、同和学習が取り組まれてきて、多くの人が「部落差別は間違っている」ことを理解しているはずだ。ならば、その全ての人が、部落差別を目の前にしたとき「間違っている」と声を上げれば、大きな力になることは間違いのない。私たちは人権尊重の取り組みの中で「差別のない社会」をスローガンに掲げてきたが、漠然としていて、自らの課題となりにくい。「誰かがしてくれる」「私には直接関係ない」と、他人事ですませてしまうことによって差別は生きながらえる。より具体的に自らの課題とするために「差別に対して一人一人が異議申し立てをする」ことをスローガンにしてはどうだろうか。

【東田寿啓さんプロフィール】

加古川市生まれ。高校、大学時代に部落解放研究会の活動を行う。

現在、加古川市人権教育指導員として活躍中です。

隣保館カレンダー 12月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	月	歌謡	17	水	
2	火	経営相談	18	木	手芸、習字
3	水		19	金	経営相談
4	木	手芸、習字	20	土	茶道
5	金	経営相談	21	日	休館日
6	土	第25回文化祭	22	月	
7	日	第25回文化祭	23	火	休館日
8	月		24	水	
9	火	経営相談、人権相談、着付	25	木	
10	水		26	金	経営相談
11	木		27	土	フラワーアレンジメント
12	金	経営相談	28	日	休館日
13	土		29	月	休館日
14	日	休館日	30	火	休館日
15	月	歌謡	31	水	休館日
16	火	経営相談			

◎着付は午後7時00分～

◎習字は午後7時30分～

◎手芸・歌謡は午後1時30分～

◎茶道は午前9時30分～

隣保館の場所



隣保館だより

1 月号 No.331 [21. 1. 5発行]

三木市立総合隣保館 Tel 82-8388 Fax 82-8658

〒673-0501 三木市志染町吉田823

ホームページアドレス <http://www.city.miki.lg.jp/> 施設ガイドから総合隣保館のページへ

つなごう手と手
築こう心の架け橋を

あけまして
おめでとう
ございます

12月6日・7日
文化祭を開催
しました



もちつきを楽しむ子どもたち



多数の力作が一堂に

第25回総合隣保館文化祭は、天気にも恵まれ、多数の皆さまにご来館いただき、模擬店が完売するなど盛況のうちに終わることができました。

ありがとうございました。



部落解放・人権研究所所長の友永先生による記念講演会



劇をとおして、人権の大切さを訴える子どもたち

人権の小窓 (80)

平成 21 年 1 月

「人生の生き方の基本は同和・人権教育」



三木市人権啓発専門員 善 村 龍 範

人権と共生の世紀といわれる 21 世紀に入り、世界的、国際的視野で人権教育が推進されています。

国内においても、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律に基づく基本計画や、人権教育の指導方法等の在り方についての第 3 次とりまとめが出され、人権問題に対する法や行政の整備も、過去の多くの先人の努力の結果、進められています。

兵庫県でも、人権教育や啓発活動の指針、方向性を示した兵庫県人権教育及び啓発の推進に関する総合推進指針の策定以降、男女共同参画社会づくり条例が制定されるなど、人権意識の高揚と人権に対する人々の考え方も広がりを見せ、過去の努力の結果がひとつの成果として実をみのらせています。

三木市においても、40 年近くにわたり同和教育、人権教育の啓発活動が推進されています。私も昭和 41 年から 38 年間、三木市内の小・中学校の教員として同和教育・人権教育の研修、啓発にかかわり、私自身の生き方や生きざまの中心になりました。言い換えると、今の私があるのは、同和教育・人権教育によって育てられたお陰だといっても過言ではないと思っています。多くの経験、体験をとおして、そのことが今の私自身の資質のかなりの部分を占めていることは疑いありません。

国民の一人一人が命の尊さ、大切さを知り、自己がかけがえのない存在であるとともに、他人もかけがえのない存在であることを実感し、お互いの人権を尊重し合うことにより、思いやりの心、かけがえのない命を大切にすることが今強く求められていると思います。

今振り返ってみますと、私の同和教育・人権教育の原点になったと思えることは、昭和 41 年に三木中学校の新任として奉職し、道徳の授業の中で「信愛」という副読本を教材として、当時の生徒たちとともに学習しました。それ以降、口吉川、細川中学校が合併し、星陽中学校が新設され、昭和 44 年に赴任した後、同和教育主任の係をしました。同和教育の深まりの中、多くの先輩の先生方と意見を交わしながら、星陽中学校区で三木市で 2 番目の教育事業（学力補充学級）が始まり、地域の保護者や指導者と懇談する中、人々の苦しみや悩みをお聞きし、今でも忘れることができない言葉や思いを知らされました。保護者の方々の子どもたちに対する将来のこと、先生方が安易な気持ちでこの教育事業をやってもらってはいけないという強い思いにふれたとき、人として、教師としての責務を痛感しました。それが私の出発点です。

やがて子どもたちとともに、教育事業の同和学習などでの保護者や地域の人々とのふれあいをとおして、私自身も人として高まっていったように思います。

そして、地域や他地域への啓発や理解の中、住民学習が開催されました。その中で、遠いところの資料では不十分という意見が多く出されました。身近な啓発資料を作成するため、口吉川地区で三木市部落史研究会が発足し、勤務終了後、多くの地域リーダーや保護者と週一度の研究会が行われました。区長たんすにある古い資料や地元の方が見聞きされてきたことを元に、専門家でない私たちが、古文書の解読と解釈をしながら、冬の寒さの中、また人々とのふれあいの中、資料化・製本化していきました。これらの活動や取組がひとつひとつ大きな動きとなり、後の三木市人権尊重のまちづくり条例の制定へと展開されていったのではないかと思います。

現在では、部落差別、女性、子ども、障がいのある人、高齢者問題等々多くの人権問題に対する取組が進められています。私にとって、同和教育への取組が私自身の成長と考える元であり、これからの人生の指針でもあります。共生の時代にあって、それらがこれからの人生の背景にあることを忘れず、しっかり生きていこうと思っています。

皆さんも人間教育、人々を幸せにする考え方は、同和・人権教育であるということをぜひ経験していただいて、できるだけ参画してほしいと思います。

【善村龍範さんプロフィール】

三木中学校を最初に、市内各中学校に勤務され、三樹小学校長を最後に退職。

現在、三木市高齢者大学大学院学長、三木市人権啓発専門員として活躍されています。

文化祭記念講演から

友永先生は、世界人権宣言60周年の節目の年を迎え、世界人権宣言が語りかけている次の7項目について講演されました。

- 1 平和なくして人権なし、人権なくして平和なし
- 2 法の支配によって人権を守ることが大切
- 3 知られない権利は守られない
- 4 すべての人間は、尊厳と権利とについて平等である
- 5 人権は、自由権、社会権、など具体的な権利から構成されていて、不可分
- 6 21世紀の今日、国家はもとより、自治体や企業、NGOなどが力をあわせて世界人権宣言の実現をめざしていくことが必要である。
- 7 日本で、今人権を考えることの意義

隣 保 館 カ レ ン ダ ー 1月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	木	休館日、元旦	17	土	
2	金	休館日	18	日	休館日
3	土	休館日	19	月	歌謡
4	日	休館日	20	火	経営相談、着付
5	月	歌謡	21	水	
6	火	経営相談	22	木	手芸、習字
7	水		23	金	経営相談
8	木	手芸、習字	24	土	茶道
9	金	経営相談	25	日	休館日
10	土	茶道	26	月	
11	日	休館日	27	火	経営相談、人権相談
12	月	休館日、成人の日	28	水	
13	火	経営相談、人権相談	29	木	
14	水		30	金	経営相談
15	木		31	土	茶道
16	金	経営相談			

◎着付は午後7時00分～

◎習字は午後7時30分～

◎手芸・歌謡は午後1時30分～

◎茶道は午前9時30分～

相談制度をご利用ください



◇経営相談…毎週火・金曜日（午前10時～午後4時）

◇人権相談…毎月第2・第4火曜日（午前8時30分～正午）

※ 相談は無料です。

隣保館だより

2月号 No.332 [21.2.2発行]

三木市立総合隣保館 Tel 82-8388 Fax 82-8658

〒673-0501 三木市志染町吉田823

ホームページアドレス <http://www.city.miki.lg.jp/> 施設ガイドから総合隣保館のページへ

つなごう手と手

築こう心の架け橋を

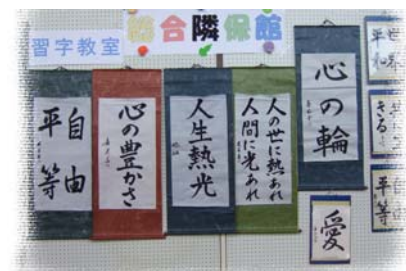
教養文化講座生の募集

講座生は随時募集しています。お問合せは総合隣保館（82-8388）までお願いします。

教室名	日時	講師
習字教室	第1・3木曜日 19:30~21:30	井上 進さん
茶道教室	第1・3土曜日 9:30~12:00	杉本さわゑさん
着付教室	第2火曜日 19:00~21:00	小西修子さん
手芸教室	第2・4木曜日 13:30~15:30	嶋田千津子さん
歌謡教室	第1・3月曜日 13:30~15:30	黒田和彦さん



文化祭での作品展（手芸教室）



市民じんけんの集いでの展示（習字教室）

フラワーアレンジメント教室のお知らせ

「ひなまつり」をテーマに下記のとおりフラワーアレンジメント教室を開催いたします。やってみたいと思われる方は、ぜひご参加ください。

- 1 と き 平成21年2月27日（金）
午後7時30分～9時30分
- 2 ところ 総合隣保館
- 3 テーマ 「ひなまつり」
- 4 講師 田中真紀さん
- 5 参加費 3,300円
- 6 準備物 花器（かごなど、小さい方がよい）
- 7 申込み 2月24日（火）までに総合隣保館まで
Tel 82-8388



人権の小窓

(81)

平成 21 年 2 月

「外国籍教員の現状について」

兵庫県立高等学校教員 方 政 雄

私は現在、県立高校の教員をしている。全国的に教員採用試験の国籍条項がなくなつた 17 年前の 1992 年に兵庫県で外国籍教員第 1 号として採用された。兵庫県ではそれまで外国籍者の採用がなかったのであきらめていた。不安定な臨時教員時代が長かっただけに、「ああこれで家族が飯を食っていける」、と安堵したのを覚えている。しかし外国人であることの悲哀をそれ以後また味わった。三年前の 2006 年 3 月、校長から生徒指導主任を依頼された。当時卒業学年の担任をしていたので迷ったが、校長の強い要望もあり結局引き受けることとなった。その後、校長（前校長は退職し、2006 年度 4 月より新校長）が県教育委員会にそのことの可否をたずねたが、問題ないとの答を得ている。その間、私なりに多様な生徒を抱える定時制高校の生徒指導主任として頑張ってきたつもりである。しかし翌年校長より、外国籍者は「主任」はできない、辞めてもらうと通告された。

「主任解任」の背景

外国籍教員の身分を規定したのが、文部省（現文科省）の 1991 年通知である。任用形態は「教諭」ではなく、1 段低い「講師（期限を付さない）」としている。その通知の根拠となっているのが 56 年前の 1953 年「内閣法制局第 1 部長回答」である。「法の明文の規定はないが、公務員に関する当然の法理として、公権力の行使又は国家（公）意思の形成への参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」としている。91 年通知によれば「教諭」は、校長の行う校務の運営に参画することにより、公の意思形成（例えば入学や卒業、退学などの決定）への参画に携わるから日本人しかできないとしている。しかし「講師」はその適用外で、教諭である「主任」の指導・助言を受けながら補助的に関与するものであり、校務の運営に参画する職ではないので、外国籍者でもかまわないとされている。

上記の法理で「法の明文の規定がない」にもかかわらず、国籍を理由に差別することは、民主主義の基本である法治主義（法律による行政）の原則に違反しないだろうか。労働基準法第3条「国籍を・・・理由として・・・差別的取扱いをしてはならない」、また1981年に批准した内外国人平等を定めた「難民条約」にも違反しないだろうか。

同じ住民・市民として

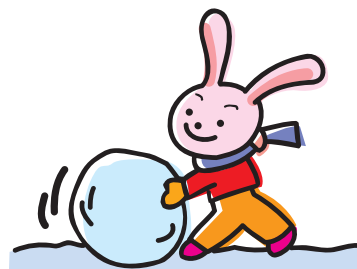
「91年文部省通知」が出された頃には外国籍教員がまだ少なく、年齢的にも比較的若い世代であり、「主任」云々が問題になるような背景ではなかった。しかし、17年の歳月の間に在日外国人は200万人の2倍に増え、地域住民・市民としてすでに定住している実態がある。兵庫県29名、全国では200名を数える外国籍教員の中には、年齢的にも実績的にも学校の中堅教員として働いている人が少なくない。職場において経験を積み、ある年齢が来れば自然と回ってくる役職でもある。それなりの年齢に達しても「若い日本人『主任』」のもとで働く、という構図を生徒たちが学校という学びの場で学習し認知する。学校で外国籍の子どもたちが増えているなか、「外国人も努力と実力があれば報われる、頑張れ」と教えているが、現実はその教育現場でそれに反している事が起こっているのではないかと思っている。過日、教師になりたい外国籍生徒と会う機会があった。それまでその生徒は、外国籍者が教師になれるとは思っておらず、あきらめていた。そして私たち外国籍教員の存在を知り、そして生徒指導主任もしていることに勇気づけられていた。喜び、希望を見出したその生徒に、私はその具体的な内実を話すことはできなかった。

それ以後も外国籍教員の処遇改善について県教育委員会と真摯な話し合いは続けており、それにより今年度は学年主任として勤務している。

私は、「91年通知」等条文が現状に合っておらず、国際化の流れに立ち遅れているのではないかと思っている。

【方 政雄さんプロフィール】

神戸生まれの在日韓国人2世。兵庫県で公立学校の外国籍（韓国籍）教員として初採用される。



隣 保 館 カ レ ン ダ ー 2月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	日	休館日	17	火	
2	月	歌謡	18	水	
3	火	経営相談	19	木	習字
4	水		20	金	
5	木	習字	21	土	
6	金	経営相談	22	日	休館日
7	土	茶道	23	月	
8	日	休館日	24	火	人権相談
9	月		25	水	
10	火	経営相談、人権相談、着付	26	木	手芸
11	水	休館日 建国記念の日	27	金	フラワーアレンジメント
12	木	手芸	28	土	茶道
13	金	経営相談			
14	土				
15	日	休館日			
16	月	歌謡			

◎着付は午後7時00分～

◎習字は午後7時30分～

◎手芸・歌謡は午後1時30分～

◎茶道は午前9時30分～



相談制度をご利用ください

◇経営相談…毎週火・金曜日（午前10時～午後4時）

◇人権相談…毎月第2・第4火曜日（午前8時30分～正午）

※ 相談は無料です。

隣保館だより

3 月 号 No.333 [21. 3. 2発行]

つなごう手と手

築こう心の架け橋を

三木市立総合隣保館 Tel 82-8388 Fax 82-8658

〒673-0501 三木市志染町吉田823

ホームページアドレス <http://www.city.miki.lg.jp/> 施設ガイドから総合隣保館のページへ

公共施設の使用料が有料になります

平成19年4月から市民活動の活性化を支援するため、公共施設の使用料を無料としてきましたが、その目的が達成されたこと、また「財政危機宣言」をした厳しい財政状況であること、さらには公共施設の老朽化により多額の修繕費用が必要になることから、このたび有料化することになりました。ご理解いただきますようお願いいたします。

有料化の対象施設、内容等は次のとおりです。

1 対象施設

- ・市立公民館、南交流センター
- ・福祉会館、高齢者福祉センター
- ・総合隣保館
- ・勤労者福祉センター
- ・市立デイサービスセンター
- ・総合保健福祉センター、吉川健康福祉センター
- ・星陽やすらぎセンター及び星陽ふれあい広場
- ・コミュニティスポーツセンター、教育センター、吉川体育館
- ・まなびの郷みずほ
- ・小学校、中学校、特別支援学校



2 実施時期 平成21年7月の使用から有料です。(それまでは周知期間です)

3 使用料

各地区区長協議会などの公共的団体、PTA、婦人会、子ども会などの社会教育関係団体、老人会などの社会福祉関係団体などは、これまでどおり使用料は免除されますが、減免団体以外の使用は有料となります。ただし、冷暖房設備の使用による加算は免除となります。

減免が適用される団体の詳細につきましては、総合隣保館またはご使用になれる施設にお問合せください。

人権の小窓 (82)

平成21年3月

「現代日本の少年非行」

京都女子大学教授 井上眞理子

「激増する少年非行」、「凶悪・残虐化する少年非行」等のことばがテレビ、新聞等で繰り返し語られているが、本当にそうなのだろうか？データによりながら（『平成18年度犯罪白書』）、見ていくことにしたい。少年刑法犯検挙人員は昭和59年以降平成7年まで減少傾向にあり、その後多少の増減はあったが、平成16、17年と連続して減少しており、平成17年度では17万8,972人となっている。この人数は一見して多いようであるが、過去における少年刑法犯検挙人員と比較すると決してそうではないことがわかる。戦後日本の少年刑法犯検挙人員の推移を眺めると、そこに三つのピークがあったことが読み取れる。第1のピークは、昭和26年で16万6,433人、第2のピークは昭和39年で23万8,830、第3のピークは、昭和58年で31万7,438人であった。第3のピークは際立って高く、その後は現在に至るまで基本的には減少傾向が続いている。

では、外国人と比較してどうなのだろうか？「少年」の定義が国によって多少違うことに注意する必要があるが、2003年の少年刑法犯検挙人員はアメリカでは38万8,496人、フランスでは17万9,762人、ドイツでは29万3,907人で日本が多いとは言えない。またイギリスでは検挙人員は13万6,288人と日本より少ないが、少年人口比（少年人口10万人あたりの検挙人員）は日本が1,418.4（2005年）であるのに対し、イギリスは2,480.7ではるかに多い。

また、一般刑法犯に占める少年の比率（少年比）は、平成10年以降ずっと減少し続けており、平成10年は約53%であったが、平成17年では35.4%である。この背景には成人検挙人員の増加があり、激増しているのはむしろ成人犯罪なのである。

それでは、「少年非行は凶悪化・残虐化した」というのは真実なのだろうか？データによると、（『少年非行等の概要』警察庁警察安全局少年課）平成16年度の刑法犯

少年の構成比は、全体の約6割は窃盗犯で56.8%、次に多いのがその他の33.5%、粗暴犯（凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝）は8.5%、凶悪犯（殺人、強盗、放火、強姦）は1.2%に過ぎない。凶悪犯の中での内訳を見ると、大半は強盗（凶悪犯全体の80%）で殺人は凶悪犯全体の3%と少ない。これは平成16年度の数字であるが、この傾向は各年度とも大体同じである。「凶悪化・残虐化する少年非行」というのは、マスコミが振りまく単なるイメージに過ぎない。現代の少年非行の大半は、いわゆる「初期型非行」であり、各年度とも全体の75%前後を占めている。「初期型非行」の内容は、万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領（放置自転車の乗り逃げ等）で、軽微な犯罪（それだから良いというのではもちろん無いが）が圧倒的に多い。

それなのになぜ人びとは少年非行に対して、今日、大きな不安を感じるのだろうか。原因のひとつは、「奈良田原本町放火殺人事件（平成18年）」（有名進学校に通う少年が、勉強に厳しすぎる父への恨みから自宅に放火して義理の母と弟妹を焼死させた事件）に代表されるように、非行歴も無いいわゆる「良い子」が突然残虐な行動に走るという「良い子のいきなり型非行」が目立つようになったことである。またさらに別の原因としては、現代の少年非行の特徴として「非社会化」傾向が挙げられることである。この傾向は、1970年代から次第に目立つようになり、何が善で何が悪かという規範意識が希薄であること（しかし、この傾向は一般少年にも、あるいは成人にもあてはまる現代日本の特徴ではないか）、「他者の立場に身をおく」ということが困難であること、現実感覚が希薄であり、ゲームと現実との境界があいまいであること、等がその特徴として挙げられる。

非行少年のみならず、一般少年、成人をも含めた現代日本社会における人間性の変化が少年非行の背景にあるとするならば、非行少年への処遇を「厳罰化・必罰化」するだけでは問題の解決にならないのではないか。

【井上眞理子さんプロフィール】

京都大学大学院文学研究科博士課程修了。文学博士。

大阪女子大学教授を経て、現在、京都女子大学教授して活躍されています。



隣保館カレンダー 3月

日	曜	催し・講座など	日	曜	催し・講座など
1	日	休館日	17	火	経営相談
2	月		18	水	
3	火		19	木	習字
4	水		20	金	休館日 春分の日
5	木	習字	21	土	
6	金		22	日	休館日
7	土	茶道	23	月	歌謡
8	日	休館日	24	火	経営相談、人権相談
9	月	歌謡	25	水	
10	火	経営相談、人権相談、着付	26	木	手芸
11	水		27	金	経営相談
12	木	手芸	28	土	茶道
13	金	経営相談	29	日	休館日
14	土		30	月	
15	日	休館日	31	火	経営相談
16	月				

◎着付は午後7時00分～ ◎習字は午後7時30分～
◎手芸・歌謡は午後1時30分～ ◎茶道は午前9時30分～



総合隣保館は、すべての市民のしあわせを願い、同和問題をはじめとした、あらゆる差別をなくし、福祉の向上を図るため昭和56年（1981年）4月に開館した社会福祉施設です。

